

江戸川区帰宅困難者対策マニュアル

平成 26 年 3 月

江戸川区危機管理室
帰宅困難者対策部会

はじめに

首都圏における災害時には、鉄道が運行停止し大量の帰宅困難者が発生することが懸念されます。鉄道の駅前や道路に大量の帰宅困難者が滞留すると、二次災害の危険が高くなるとともに、緊急業務の妨げとなる可能性があるため対策が必要です。

本マニュアルでは、災害時に区と鉄道事業者等の関係機関が連携して帰宅困難者に対処するにあたり、区職員がとるべき活動内容、手順等をまとめました。

しかし、災害時には予測できない事態が発生することもあり得ます。本マニュアルで定めた事項は基本であり、帰宅困難者対策にあたっては、状況に応じて臨機応変に対応することが求められます。

目次

	ページ
用語の定義	1
帰宅困難者の行動態様	2
帰宅困難者対策業務フロー	3
帰宅困難者対策の概要	
1．目的	4
2．対策方針	4
3．背景	4
4．関係機関との役割分担	5
非常配備態勢時の初動応急対応	
<フェーズ0>（発災直後～6時間）	
1．連携窓口の設置	6
2．情報収集・共有	7
3．一斉帰宅の抑制	8
4．一時滞在施設の確保・開設	9
<フェーズ1>（7時間～3日）	
5．帰宅困難者の誘導・受け入れ	10
6．帰宅支援情報の収集・提供	10
早期の徒歩帰宅者への対応	12

<フェーズ2> (4日～1週間)

7. 帰宅の促進と一時滞在施設の終了	12
8. 徒歩帰宅者対応	12
9. 代替輸送	13

特別非常配備態勢時の初動応急対応

<フェーズ0> (発災直後～6時間)

1. 連携窓口の設置	14
2. 情報収集・共有	14
3. 一斉帰宅の抑制	14
4. 一時滞在施設の確保・開設	15

<フェーズ1> (7時間～3日)

5. 帰宅困難者の誘導・受け入れ	15
6. 帰宅支援情報の収集・提供	15
早期の徒歩帰宅者への対応	16
7. 非常配備態勢への移行	16

区内被害が軽微な状況での対応

1. 区内被害が軽微な状況	17
2. 一時滞在施設の確保・開設	17
3. 帰宅困難者の誘導、徒歩帰宅者の整理	17

【資料】

資料1	一時滞在施設一覧表(区施設)	18
資料2	一時滞在施設一覧表(東京都施設等)	30
資料3	一時滞在施設一覧表(協定団体施設)	31
資料4	協定団体資料(協定書本文・様式)	32
資料5	東京都の帰宅支援対象道路一覧	48

<用語の定義>

「帰宅困難者」とは

地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する者。自宅まで10～20km圏内）を除いた、帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する者）。

「一時滞在施設」とは 資料2～4

帰宅困難者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受入れる施設。開設期間は発災から概ね3日程度。

「災害時帰宅支援ステーション」とは

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、飲料水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。都と協定を締結したコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど。

「東京都防災ホームページ」とは

都内の災害情報を集約したサイト。各種被害情報、都防災マップ、安否確認手段などが掲載されている。

「帰宅困難者対策ポータルサイト（ポータルサイト）」とは

東京都防災ホームページ上に設置された、災害時に帰宅困難者が必要とする情報を集約したサイト。公共交通機関の運行情報（事業者HPへリンク）、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの位置情報などが得られる。

「帰宅支援対象道路」とは 資料6

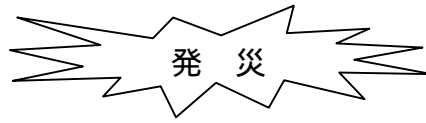
都が指定している、徒歩帰宅者支援の対象道路。区内では環状7号線と蔵前橋通りが指定されている。都は、帰宅支援対象道路を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、都民に提供する。

「災害用伝言ダイヤル171」とは

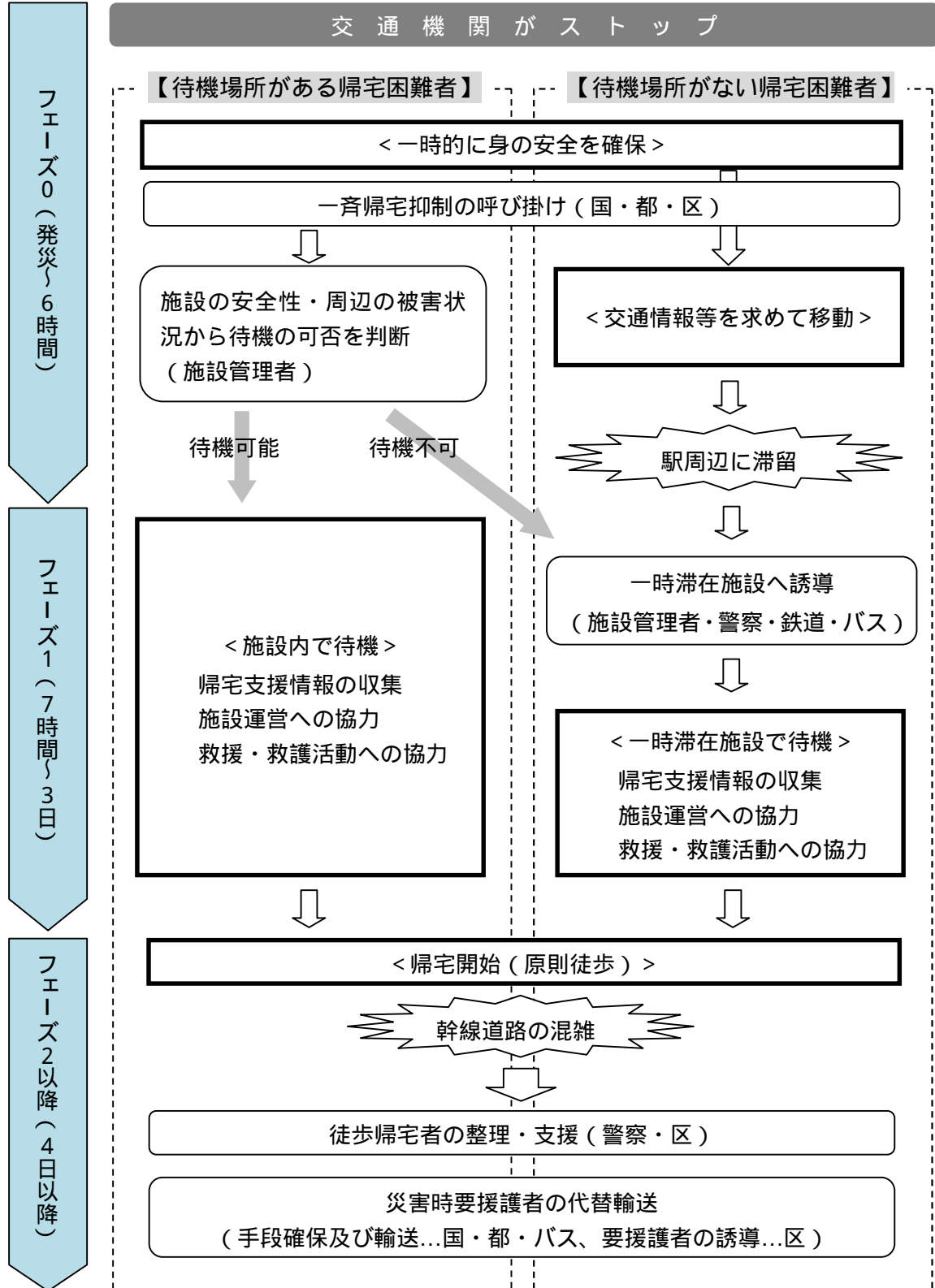
災害の発生により通信が増加し、繋がりにくい状況になった場合にNTTにより提供が開始される声の伝言板。伝言は、被災地にある固定電話の番号に基づいて登録できる。

文字の伝言板として、災害用伝言板 web171（NTT）、携帯電話用の災害用伝言板（携帯電話各社）がある。

< 帰宅困難者の行動態様 >



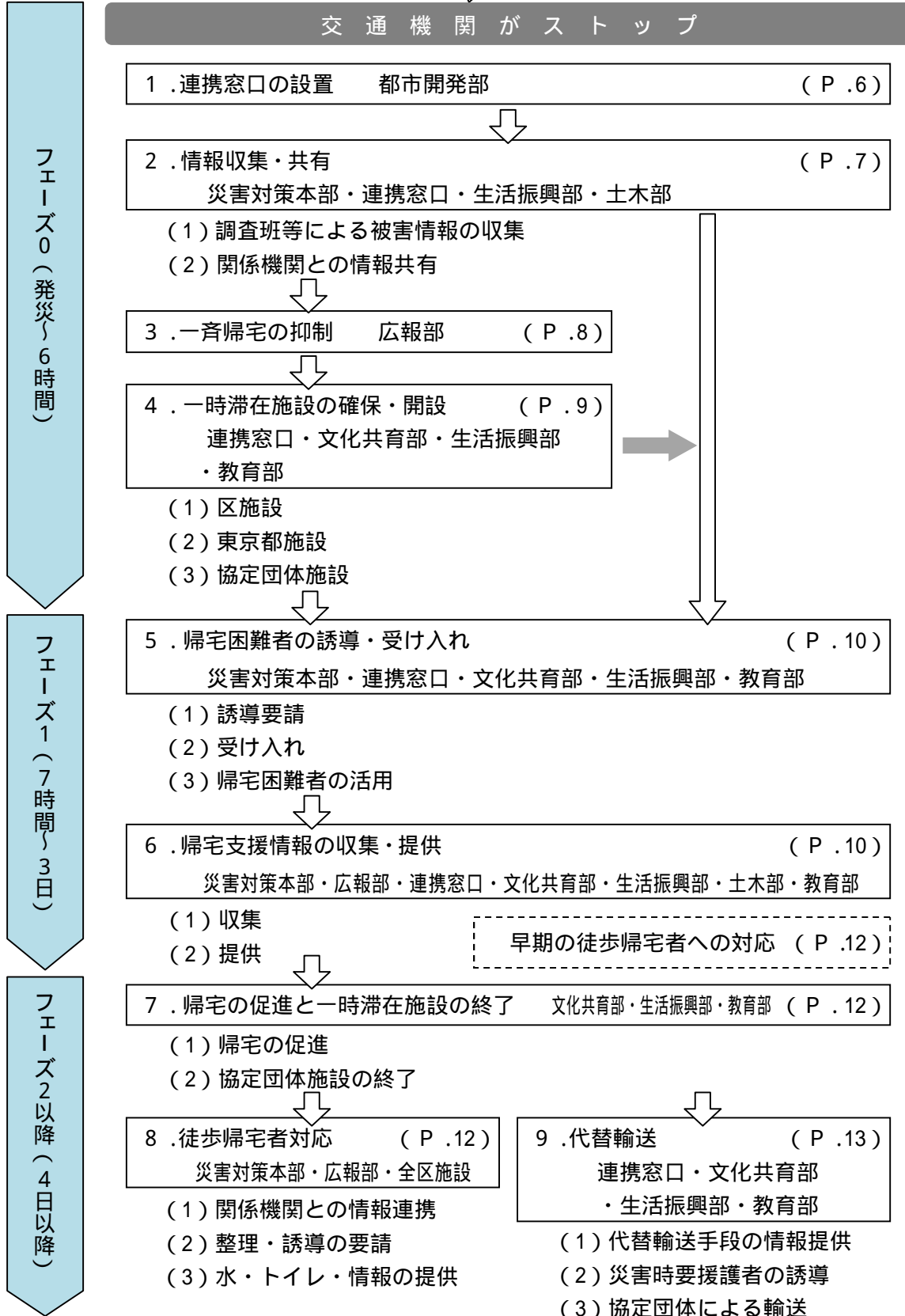
□ ...帰宅困難者の行動



< 帰宅困難者対策業務フロー > (非常配備態勢時)



交通機関がストップ



帰宅困難者対策の概要

1. 目的

駅周辺及び幹線道路沿いを中心に大量の滞留者が発生し、二次災害の発生や緊急業務の遅延を招くことを防止する。

2. 対策方針

関係機関などと連携し、待機場所を持たない帰宅困難者を速やかに一時滞在施設へ収容するとともに、都心からの徒歩帰宅者に対し、幹線道路沿いを中心に、情報提供などによる帰宅支援を行う。

3. 背景

(1) 被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都:平成24年4月18日発表)

【地震の種類】	東京湾北部地震(首都直下地震)
【震源】	東京湾北部
【地震の規模】	震度6弱～7(M.7.3)

	東京都	江戸川区
帰宅困難者	5,166,126人 (うち流入者451,812人)	102,564人
待機場所のない 帰宅困難者	1,632,299人 (うち流入者451,812人)	25,683人 (都と同率で算出した場合)

「流入者」...観光やビジネスなどの目的で国内外から訪れる人

(2) 東日本大震災の課題

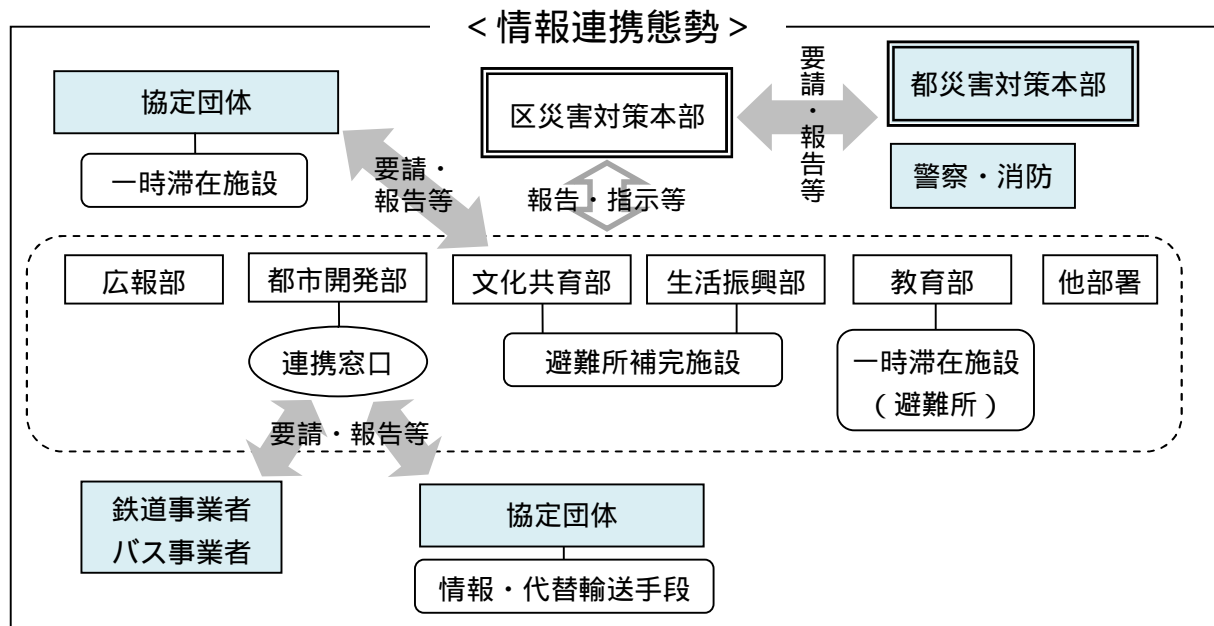
- (ア) 鉄道事業者や警察との情報共有が円滑になされず、状況把握が遅れ、連携した対応が十分にとれなかった。
- (イ) 一斉帰宅の抑制や鉄道利用者の保護が円滑に実施されず、大量の駅前滞留者が発生した。
- (ウ) 帰宅困難者の誘導先(一時滞在施設)が明確でなかったため、駅前に滞留した帰宅困難者の誘導を円滑に行えなかった。
- (エ) 道路が都心からの大量の徒歩帰宅者で溢れ、危険な状態となった。

4. 関係機関との役割分担

		区	都	警察	消防	鉄道	バス
1	一斉帰宅の抑制						
2	駅周辺の混乱防止						
3	一時滞在施設の確保						
4	帰宅困難者の誘導						
5	徒歩帰宅者支援						
6	代替輸送						

機 関 名	対 策 内 容
区	帰宅困難者関連情報の集約、関係機関との共有 一斉帰宅抑制の周知 一時滞在施設の確保、帰宅困難者の受入れ 徒歩帰宅者の支援（飲料水、トイレ、情報提供） 代替輸送に関する情報提供、災害時要援護者の誘導
東京都 (総務局)	都本部内に帰宅困難者対策部門を設置 一斉帰宅抑制の周知 帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の確保、帰宅困難者の受入れ 帰宅困難者の受入れに関する一時滞在施設間の連絡調整 徒歩帰宅者の支援（災害時帰宅支援ステーションなど） 代替輸送手段の確保
警察署	区への災害情報の提供 駅周辺及び幹線道路の混乱防止 駅前滞留者に対する情報提供、誘導 幹線道路等における徒歩帰宅者の整理、誘導
消防署	区への災害情報の提供 駅周辺及び幹線道路の二次災害発生防止
鉄道事業者	鉄道利用者の保護 鉄道被害と復旧に関する情報提供 区への鉄道利用者保護状況及び駅前滞留者状況の報告 鉄道利用者及び駅前滞留者に対する情報提供、誘導
バス事業者	区への駅周辺及び幹線道路状況の報告 帰宅困難者に対する情報提供、誘導 災害時要援護者等の代替輸送

非常配備態勢時の初動応急対応



< 庁内の役割分担 >

災害対策本部	東京都・警察・消防との情報連携
広報部	一斉帰宅の抑制及び帰宅支援情報の広報
都市開発部 (連携窓口)	公共交通機関・協定団体(交通)との情報連携 東京都等の支援情報の収集 帰宅困難者対策情報の把握
文化共育部	一時滞在施設(避難所補完施設)の確保・開設 協定団体(一時滞在施設)との情報連携 帰宅困難者の受け入れ・支援
生活振興部	調査班等による鉄道駅及び幹線道路の情報収集 一時滞在施設(避難所補完施設)の確保・開設 帰宅困難者の受け入れ・支援
教育部	一時滞在施設(避難所)の確保・開設 帰宅困難者の受け入れ・支援
全区施設	徒歩帰宅者の支援

< フェーズ0 > (発災直後～6時間)

1. 連携窓口の設置 都市開発部建築庶務第三課

都市開発部建築庶務第三課内(第三庁舎)に、鉄道事業者及びバス事業者などと情報を共有するための窓口(以下、「連携窓口」と表記)を設置する。

連携窓口は、都市開発部まちづくり調整課交通調整係を中心として構成する。

2. 情報収集・共有

(1) 調査班等による被害情報の収集 生活振興部応急対策課・土木部工務課
生活振興部及び土木部の各調査班等は、現場から 火災、建物被害、道路・橋梁等の被災状況、 鉄道各駅周辺の滞留者発生状況、 幹線道路の徒歩帰宅者発生状況を収集する。

(2) 関係機関との情報共有 災害対策本部・連携窓口 資料 1

	項目	担当	関係機関	手段
1	火災、建物被害、道路・橋梁等の被災状況	災害対策本部	警察・消防	M C A無線・固定電話・情報連絡員
		連携窓口	鉄道事業者・バス事業者	固定電話等
2	鉄道・バスの運行状況	災害対策本部	警察・消防	M C A無線・固定電話・情報連絡員
		連携窓口	鉄道事業者・バス事業者	固定電話等(報告)・事業者HP・ポータルサイト
3	鉄道各駅・大規模集客施設での利用者保護状況	連携窓口	鉄道事業者	固定電話等(報告)
		各部	大規模集客施設	固定電話(報告)
4	鉄道各駅周辺の滞留者発生状況	災害対策本部	警察(駅前交番)	M C A無線・固定電話・情報連絡員
		連携窓口	鉄道事業者・バス事業者	固定電話等(報告)
5	幹線道路の徒歩帰宅者発生状況	災害対策本部	警察	M C A無線・固定電話・情報連絡員
		連携窓口	バス事業者	固定電話
6	交通規制の実施状況	災害対策本部	警察	M C A無線・固定電話・情報連絡員
		連携窓口	バス事業者	固定電話
7	一時滞在施設の開設・空き情報(区から情報提供)	災害対策本部	警察・消防	M C A無線・固定電話・情報連絡員
		連携窓口	鉄道事業者・バス事業者	固定電話等(報告)

情報連絡員... 区災对本部に派遣された警察・消防のリエゾン

➤ 留意事項

- 上記項目 1~5 について
各部で受ける区民などからの通報やインターネット情報(ツイッターなど)を補足として活用する。ただし、情報の信憑性に注意する。
- 上記項目 2~4 について
鉄道事業者(各駅)及びバス事業者からの報告を原則とする。ただし、報告がなく、電話で連絡がつかない場合、警察から情報を収集する。

- 上記項目 3 について

大規模集客施設などから利用者保護状況の連絡を受けた部署は、区災害対策本部に報告する。

なお、施設での利用者保護が困難な場合、連絡を受けた部署は施設に対して周辺の一時的滞在施設の開設情報を提供し、利用者を誘導するよう要請する。
- 上記項目 4、5 について

連携窓口は、必要に応じて協定団体（ヒノデ第一交通）から鉄道駅及び幹線道路の情報を収集する。 資料 4、5 - 1
- 上記項目 7 について
 - a) 鉄道事業者（各駅）と電話による連絡がつかない場合、警察に駅前の交番などを通して各駅へ情報を提供するよう要請する。
 - b) 開設されない施設及び満員となった施設は、その施設への誘導が行われないよう、特に迅速に情報提供するよう努める。

3. 一斉帰宅の抑制 広報部情報課

一斉帰宅による滞留者の発生と混乱を防止するため、以下の情報を提供する。

	項目	担当	提供先	手段
1	むやみに移動せず、安全な建物内で待機	広報部情報課	区民等	HP・ツイッター・えどがわメールニュース・FM えどがわ・J:COM 江戸川
2	火災、建物被害、幹線道路・橋梁等の被災状況	同上	同上	同上
3	鉄道・バスの運行状況	同上	同上	同上
4	鉄道各駅周辺の滞留者発生状況	同上	同上	同上
5	安否確認・情報収集の手段（災害用伝言ダイヤル 171、都防災ホームページ、ポータルサイトなど）	同上	同上	同上

➤ 留意事項

- 上記項目 1 について

二次災害の発生や混乱を防止するため、避難の必要がない場合は安全な建物内で待機するよう、広く迅速に呼び掛ける。

▪ 上記項目 3 について

一部の鉄道及びバスのみが運行している状況では、その運行情報を伝えるとかえって混乱を生じさせる恐れがある。そのため、運行している交通機関の情報は、内容等を交通事業者と調整したうえで提供する。

区施設利用者等の一斉帰宅抑制 全区施設

全区施設は、施設利用者等に対し、むやみに移動を開始しないことを周知する。利用者の保護等は事業所防災計画に基づいて実施する。

4. 一時滞在施設の確保・開設

(1) 区施設 文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務, 収容課 資料 2

避難所及び避難所補完施設として開設した施設は、帰宅困難者の一時滞在施設となる。

(ア) 区施設は、利用者等の安全確保、施設被害の確認・報告、緊急避難所の開放を行い、避難者及び帰宅困難者の安全を確保する。

(イ) 災害対策本部からの開設指示があった場合、避難者等を受け入れる。なお、避難者エリアと帰宅困難者の一時滞在所は区別する。

(ウ) 開設（空き）状況等は、各施設の報告により各所管部で集約し、災害対策本部へ報告する。

開設・受け入れ等に関する詳細は、避難所開設・運営マニュアルに準じる。

(2) 東京都施設 連携窓口 資料 3

区内にある東京都施設の一時滞在施設開設状況を帰宅困難者対策ポータルサイト（都防災マップ）等により収集する。

(3) 協定団体施設 文化共育部収容課 資料 4、5

(ア) 大量の帰宅困難者（都心からの徒歩帰宅者を含む）の発生により、必要があると認められた場合は、協定団体に一時滞在施設としての開設を要請する。

震度 5 強以上の地震で多くの鉄道が長期間運行を停止した場合は、原則として開設を要請する。

(イ) 開設した協定団体施設での帰宅困難者の受け入れ、及び帰宅困難者に対する物資・情報提供等の支援は、協定団体が実施する。

(ウ) 開設・受け入れ状況等について、協定団体から随時報告を受ける。

(I) 施設を提供した協定団体には、区施設と同様の情報を提供する。

<フェーズ1> (7時間~3日)

フェーズ0の項目2~4は継続して行う。

5. 帰宅困難者の誘導・受け入れ

(1) 誘導要請 災害対策本部・連携窓口 資料1~4

一時滞在施設が確保され次第、鉄道各駅・警察・バス事業者に一時滞在施設の開設情報を提供し、鉄道駅等で保護できない帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導するよう要請する。

鉄道各駅からの誘導先は、原則として駅から半径2km圏内の施設とする。

駅周辺滞留者対策協議会の協力

駅周辺滞留者対策協議会が設置されている場合、事前に協議会で策定した「地域の行動ルール」(現在未策定)に基づき、滞留者の誘導を行う。

「地域の行動ルール」には 滞留者の誘導方法と役割分担、誘導場所などを明記する。誘導は、行政機関のサポートのもと、原則として地域が主体となって行うものとする。

(2) 受け入れ 文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務,収容課 資料2

一時滞在施設として開設した施設で帰宅困難者を受け入れる。

(ア) 施設では、避難者エリアと帰宅困難者の一時滞在場所を区別する。

(イ) 各施設は、空き状況等を各所管部に随時報告する。

(ウ) 施設が満員となった場合、施設運営者は、訪れた帰宅困難者に対し最寄りの一時的滞在施設へ向かうよう案内する。

(エ) 受け入れた帰宅困難者に対し、物資及び情報提供等の支援を行う。

受け入れ・支援等に関する詳細は、避難所開設・運営マニュアルに準じる。

(3) 帰宅困難者の活用 文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務,収容課

一時滞在施設で受け入れた帰宅困難者のうち活動できる者には、施設の運営や災害時要援護者の支援等、種々の救援・救護活動への協力を求める。

6. 帰宅支援情報の収集・提供

(1) 収集 災害対策本部・連携窓口・土木部工務課 資料1、4、5-1

発災後概ね4日目以降の帰宅のため、以下の帰宅支援情報を収集する。

	項目	担当	収集先	手段
1	幹線道路・橋梁等の復旧状況	災害対策本部	警察・消防	MCA無線・固定電話・情報連絡員
		土木部工務課	現場	各調査班等

	項目	担当	収集先	手段
2	鉄道・バスの復旧状況	連携窓口	東京都	ポータルサイト
			鉄道事業者・バス事業者	事業者HP・固定電話
3	災害時帰宅支援ステーションの開設状況	連携窓口	東京都	ポータルサイト
4	代替輸送手段の情報	災害対策本部 連携窓口	東京都	都無線電話
			東京都	ポータルサイト
			バス事業者	事業者HP・固定電話
			ヒノデ第一交通	固定電話

➤ 留意事項

▪ 上記項目4について

- a) 国、都及びバス事業者等が確保する代替輸送の開始時期、受けられる場所を確認する。
- b) 連携窓口は、協定団体（ヒノデ第一交通）に区への提供が可能な車両数を確認する。

(2) 提供 広報部情報課・文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務,収容課 資料6
 帰宅困難者に対し、以下の帰宅支援情報を提供する。

	項目	担当	提供先	手段
1	幹線道路・橋梁等の復旧状況	広報部情報課	帰宅困難者	HP・ツイッター・えどがわメールニュース・FM えどがわ・J:COM 江戸川
		文化共育部収容課 生活振興部応急対策課 教育部教育庶務,収容課	帰宅困難者	一時滞在施設での掲示等
2	鉄道・バスの復旧状況	同上	同上	同上
3	災害時帰宅支援ステーションの開設状況	同上	同上	同上
4	交通情報等の収集手段 (都防災ホームページ、ポータルサイト)	同上	同上	同上

➤ 留意事項

▪ 上記項目2について

一部の鉄道及びバスのみが運行している状況では、運行している交通機関の情報提供は交通事業者と調整のうえで行う。

早期の徒歩帰宅者への対応 全区施設

事業者に対しては発災後3日間の帰宅抑制を求めているが、都心などからの早期の徒歩帰宅者も生じると考えられる。

人命救助等の緊急業務を優先すべき発災後3日間において、一時滞在施設及び区施設は、立ち寄る徒歩帰宅者に対し、緊急業務の妨げとならない範囲で飲料水、トイレを提供する。

<フェーズ2以降> (4日以降)

フェーズ0、1の項目2、4～6は継続して行う。

7. 帰宅の促進と一時滞在施設の終了

- (1) 帰宅の促進 文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務,収容課
一時滞在施設の帰宅困難者に対し、帰宅支援情報を提供して帰宅を促す。
なお、徒歩帰宅については、橋梁及び幹線道路の混雑情報を提供し段階的に帰宅を開始するよう呼び掛ける。
交通機関の輸送力には限りがあるため、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は原則として徒歩で帰宅するよう促す。
- (2) 協定団体施設の終了 文化共育部 資料4、5
 - (ア) 一時滞在施設として開設した協定団体施設は、原則として3日間を経過した後に施設の運営を終了する。
 - (イ) 施設の終了は協定団体からの終了報告を受けた時点とする。
 - (ウ) 4日目以降においても施設で滞在する帰宅困難者が帰宅できない場合は、協定団体が区と調整のうえで帰宅困難者を区施設へ誘導する。

8. 徒歩帰宅者対応

- (1) 関係機関との情報連携 災害対策本部 資料1
幹線道路における都心からの徒歩帰宅者状況について、東京都・警察・消防との情報共有を密にする。
- (2) 整理・誘導の要請 災害対策本部 資料1、6
 - (ア) 都心から大量の徒歩帰宅者が来ることが予想される場合、警察に対し徒歩帰宅者情報を提供し、整理・誘導を行うよう要請する。

原則として円滑に徒歩帰宅するよう整理・誘導を行う。

整理・誘導は、特に混雑が予想される橋梁及びそれに繋がる幹線道路で行う。

- (1) 夜間や天候の悪化により徒歩帰宅が困難と判断される場合は、一時滞在施設などの安全な施設での待機を呼び掛けるよう、警察に要請する。

(3) 水・トイレ・情報の提供

- (ア) 一時滞在施設及び区施設は、立ち寄る徒歩帰宅者に対し、飲料水、トイレ、把握している情報を提供する。 全区施設

提供する情報は、周辺の道路情報、周辺の災害時帰宅支援ステーションの情報（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の場所）など。

提供手段は掲示板の設置など、施設の状況に応じたものとする。

- (イ) 幹線道路沿いの事業者などに対し、区ホームページ、ツイッターなどでトイレや飲料水の提供支援への協力を呼び掛ける。 広報部情報課

9. 代替輸送

- (1) 代替輸送手段の情報提供 文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務, 収容課
一時滞在施設で、国、東京都及びバス事業者等が確保した代替輸送手段の情報（輸送の開始時期、受けられる場所など）を提供する。
輸送対象者は、災害時要援護者などの徒歩帰宅が困難な者とする。

- (2) 災害時要援護者の誘導 文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務, 収容課
一時滞在施設に待機している災害時要援護者を代替輸送手段の受けられる場所へ誘導する。
誘導は原則として健常な帰宅困難者に依頼し、状況に応じて町・自治会、自主防災組織、避難者等に協力を求める。

- (3) 協定団体による輸送 資料4、5 - 1

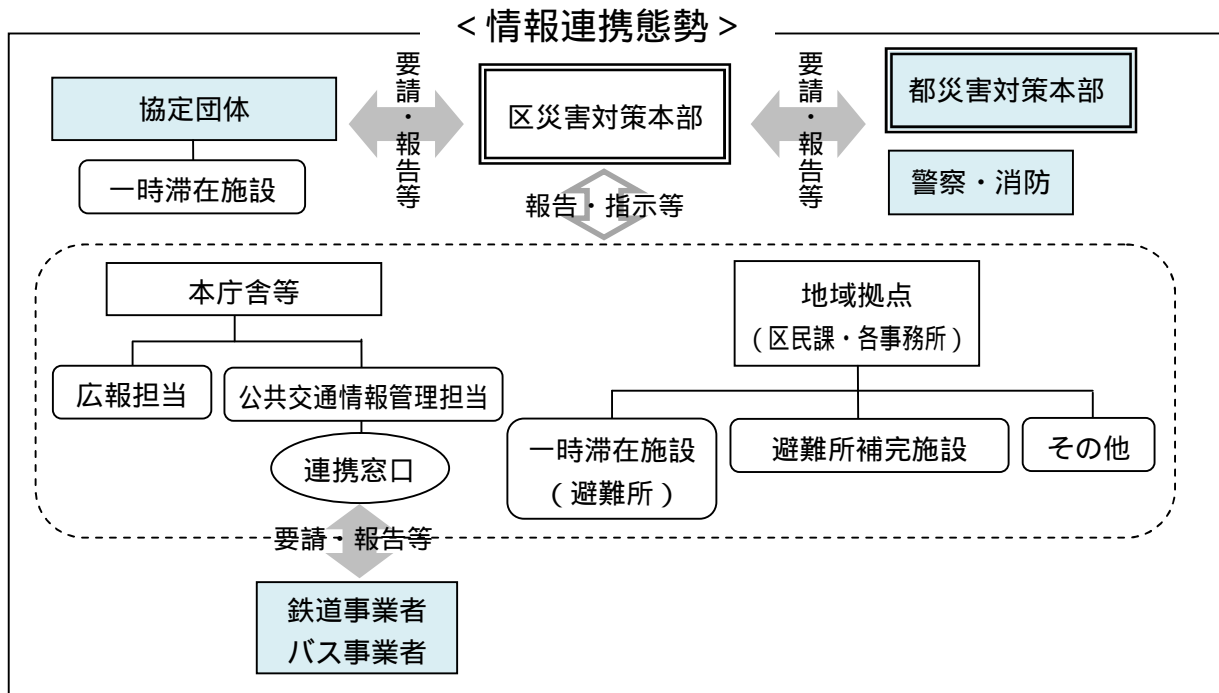
- (ア) 代替輸送は、原則として国、東京都、バス事業者等が実施する。

- (イ) 協定団体（ヒノデ第一交通）の車両（タクシー）による代替輸送は、一時滞在施設に国、東京都、バス事業者等の代替輸送を利用できない災害時要援護者がいる場合に、補助的な個別輸送として実施する。

- (ウ) 一時滞在施設からの輸送依頼があった場合、協定団体（ヒノデ第一交通）に対し、提供場所等（輸送対象者のいる一時滞在施設及びその輸送先）について調整のうえ、車両（タクシー）の提供を要請する。 連携窓口

- (エ) 一時滞在施設で輸送に関する情報提供及び災害時要援護者の誘導を行う。
文化共育部収容課・生活振興部応急対策課・教育部教育庶務, 収容課

特別非常配備態勢時の初動応急対応



< 庁内の役割分担 >

災害対策本部	東京都・警察・消防との情報連携 協定団体との情報連携
広 報 担 当	一斉帰宅の抑制及び帰宅支援情報の広報
公共交通情報管理担当 (連携窓口)	公共交通機関との情報連携 東京都等の支援情報の収集 帰宅困難者対策情報の把握
地 域 拠 点	調査班等による鉄道駅及び幹線道路の情報収集
各施設参集者	一時滞在施設(避難所・避難所補完施設)の確保・開設 帰宅困難者の受け入れ・支援
全 区 施 設	徒歩帰宅者の支援

< フェーズ0 > (発災直後～6時間)

1. 連携窓口の設置 公共交通情報管理担当
(非常配備態勢時 P.6 と同様。)

2. 情報収集・共有 災害対策本部・連携窓口・地域拠点(調査班等)
(非常配備態勢時 P.7 と同様。)

資料 1、4、5 - 1

3. 一斉帰宅の抑制 広報担当
(非常配備態勢時 P.8 と同様。)

4. 一時滞在施設の確保・開設

- (1) 区施設 各施設参集者 資料2
避難所及び避難所補完施設として開設した施設は、帰宅困難者の一時滞在施設となる。
- (ア) 区立小・中学校に参集した職員は、施設の解錠、施設の安全確認の後、避難者等を受け入れる。
- (イ) 避難所補完施設は、区立小・中学校が満員となった場合に担当校の開設職員が開設する。各施設職員は、勤務施設で関係職員と合流し、協力して開設・運営を行う。
- (ウ) 開設（空き）状況等は、各施設の報告により地域拠点が集約し、災害対策本部へ報告する。

開設・受け入れ等に関する詳細は、避難所開設・運営マニュアルに準じる。

- (2) 東京都施設 連携窓口 資料3
(非常配備態勢時 P.9 と同様。)
- (3) 協定団体施設 災害対策本部 資料4、5
(非常配備態勢時 P.9 と同様。)

<フェーズ1> (7時間～3日)

フェーズ0の項目2～4は継続して行う。

5. 帰宅困難者の誘導・受け入れ

- (1) 誘導要請 災害対策本部・連携窓口 資料1～4
(非常配備態勢時 P.10 と同様。)
- (2) 受け入れ 各施設参集者 資料2
各施設は、空き状況等を地域拠点に随時報告する。
(その他は非常配備態勢時 P.10 と同様。)
受け入れ・支援等に関する詳細は、避難所開設・運営マニュアルに準じる。
- (3) 帰宅困難者の活用 各施設参集者
(非常配備態勢時 P.10 と同様。)

6. 帰宅支援情報の収集・提供

- (1) 収集 災害対策本部・連携窓口・地域拠点(調査班等) 資料1、4、5 - 1
(非常配備態勢時 P.10 と同様。)

(2) 提供 広報担当・各施設参集者 資料2
(非常配備態勢時 P.11 と同様。)

早期の徒歩帰宅者への対応 全区施設
(非常配備態勢時 P.12 と同様。)

7. 非常配備態勢への移行 災害対策本部
区職員数が確保されたとき、災害対策本部は非常配備態勢への移行を指示する。

(フェーズ2以降は P.12 へ)

区内被害が軽微な状況での対応

1. 区内被害が軽微な状況

以下の要件を満たす場合には、一時滞在施設の開設及び帰宅困難者の誘導などにおいて例外的な対策を実施する。

- 震度5強以上の地震発生（非常配備態勢または特別非常配備態勢）
- 区内の被害が軽微で小・中学校での避難所開設の必要なし
- 公共交通機関が停止し復旧まで数時間以上かかる見込み
- 鉄道各駅周辺に多数の帰宅困難者が滞留

2. 一時滞在施設の確保・開設

発災直後は、開館している全ての区施設を緊急避難所として開放する。

その後、災害対策本部の指示により、以下の事項を勘案し、一時滞在施設として区施設などを開設（要請）する。 資料2、4、5

開設後は、緊急避難所の帰宅困難者に対し一時滞在施設へ移動するよう促す。

鉄道駅または幹線道路及び橋梁からの距離が短いこと

多人数の受け入れが可能なこと

開設・運営が比較的容易なこと（人員確保及び情報連絡など）

1日以上帰宅困難者が滞在しても施設への支障が少ないこと

例）区民館、コミュニティ会館、タワーホール船堀など

3. 帰宅困難者の誘導、徒歩帰宅者の整理

状況に応じて鉄道駅周辺、橋梁付近、幹線道路などに職員を配置し、警察等と連携して 情報収集・伝達、 一時滞在施設への誘導、 徒歩帰宅者の整理を行う。 資料6

その他の対応は非常配備態勢及び特別非常配備態勢の原則に沿って実施する。

一時滞在施設一覧表【区施設】
(鉄道各駅から半径2km圏内の区立小・中学校及び避難所補完施設)

平成24年度

【京成電鉄】

京成小岩駅

平均乗降人員 16,614人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	小岩小	3657-1078	東小岩 3-20-10	2,105	1,053
2	東小岩小	3657-0974	東小岩 4-12-1	1,930	965
3	下小岩小	3657-1077	南小岩 7-8-1	1,760	880
4	下小岩二小	3658-1227	南小岩 5-5-1	2,240	1,120
5	上小岩小	3657-1348	北小岩 7-2-1	1,930	965
6	上小岩二小	3673-0993	北小岩 8-28-11	1,581	790
7	西小岩小	3657-1530	西小岩 3-19-12	2,705	1,353
8	上一色小	3657-7216	西小岩 2-4-1	1,239	619
9	中小岩小	3657-1721	北小岩 3-12-22	2,628	1,314
10	北小岩小	3659-5351	北小岩 2-15-1	1,852	926
11	小岩一中	3659-7291	東小岩 3-10-8	2,497	1,248
12	小岩三中	3657-1958	北小岩 8-19-1	3,807	1,904
13	小岩四中	3659-9471	西小岩 3-9-18	2,931	1,465
学 校 合 計				29,205	14,602

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	小岩アーバンプラザ	5694-8151	北小岩1-17-1	中小岩小	910	455
2	西小岩コミュニティ会館	3672-0111	西小岩4-3-22	西小岩小	688	344
3	北小岩コミュニティ会館	5693-1162	北小岩6-35-17	上小岩小	1,268	634
4	南小岩コミュニティ会館	5668-2241	南小岩7-17-10	下小岩小	444	222
5	小岩図書館	3672-0251	東小岩3-6-9	小岩小	512	256
6	共育プラザ小岩	3672-0604	北小岩2-14-17	北小岩小	866	433
避 難 所 補 完 施 設 合 計					4,688	2,344
総 計 (19施設)					33,893	16,946

江戸川駅

平均乗降人員 5,294人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	小岩小	3657-1078	東小岩 3-20-10	2,105	1,053
2	東小岩小	3657-0974	東小岩 4-12-1	1,930	965
3	下小岩小	3657-1077	南小岩 7-8-1	1,760	880
4	上小岩小	3657-1348	北小岩 7-2-1	1,930	965
5	上小岩二小	3673-0993	北小岩 8-28-11	1,581	790
6	西小岩小	3657-1530	西小岩 3-19-12	2,705	1,353
7	南小岩小	3657-1565	南小岩 4-16-1	2,095	1,047

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
8	南小岩二小	3657-0257	南小岩 2-16-1	2,428	1,214
9	中小岩小	3657-1721	北小岩 3-12-22	2,628	1,314
10	北小岩小	3659-5351	北小岩 2-15-1	1,852	926
11	小岩一中	3659-7291	東小岩 3-10-8	2,497	1,248
12	小岩二中	3657-1916	東小岩 1-6-10	3,411	1,705
13	小岩三中	3657-1958	北小岩 8-19-1	3,807	1,904
14	小岩四中	3659-9471	西小岩 3-9-18	2,931	1,465
学 校 合 計				33,660	16,829

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	小岩アーバンプラザ	5694-8151	北小岩1-17-1	中小岩小	910	455
2	西小岩コミュニティ会館	3672-0111	西小岩4-3-22	西小岩小	688	344
3	北小岩コミュニティ会館	5693-1162	北小岩6-35-17	上小岩小	1,268	634
4	南小岩コミュニティ会館	5668-2241	南小岩7-17-10	下小岩小	444	222
5	小岩図書館	3672-0251	東小岩3-6-9	小岩小	512	256
6	共育プラザ小岩	3672-0604	北小岩2-14-17	北小岩小	866	433
避 難 所 補 完 施 設 合 計					4,688	2,344
総 計 (20施設)					38,348	19,173

【JR総武線】

平井駅

平均乗降人員 約62,000人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	小松川小	3685-4600	平井 4-1-23	2,840	1,420
2	小松川二小	3681-4319	小松川 3-6-4	3,268	1,634
3	平井小	3613-9311	平井 6-35-1	2,153	1,076
4	平井二小	3613-6581	平井 6-1-17	1,736	868
5	平井西小	3612-9498	平井 7-22-24	1,887	944
6	平井東小	3681-0957	平井 4-28-9	1,704	852
7	平井南小	3681-4532	平井 3-3-1	2,181	1,090
8	小松川一中	3681-3403	平井 4-7-21	1,858	927
9	小松川二中	3685-4900	平井 3-20-1	2,818	1,409
10	小松川三中	3619-9911	平井 5-3-11	2,330	1,115
学 校 合 計				22,775	11,335

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	小松川さくらホール	3683-7761	小松川3-6-3	小松川二小	1,462	731
2	平井コミュニティ会館	3683-3241	平井4-18-10	小松川一中	954	477

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
3	中平井コミュニティ会館	5631-5320	平井7-1-6	平井小	988	494
4	小松川図書館	3684-6381	平井1-11-26	小松川小	332	166
5	共育プラザ平井	3618-4031	平井7-21-6	平井西小	532	266
避 難 所 補 完 施 設 合 計					4,268	2,134
総 計 (15 施設)					27,043	13,469

小岩駅

平均乗降人員 約124,500人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	鹿本小	3653-7414	松本 2-35-7	1,816	908
2	松本小	3677-4341	鹿骨 6-9-1	1,891	945
3	本一色小	3654-6030	本一色 2-10-1	2,183	1,092
4	篠崎五小	3677-9541	北篠崎 2-5-1	2,007	1,004
5	小岩小	3657-1078	東小岩 3-20-10	2,105	1,053
6	東小岩小	3657-0974	東小岩 4-12-1	1,930	965
7	下小岩小	3657-1077	南小岩 7-8-1	1,760	880
8	下小岩二小	3658-1227	南小岩 5-5-1	2,240	1,120
9	上小岩小	3657-1348	北小岩 7-2-1	1,930	965
10	上小岩二小	3673-0993	北小岩 8-28-11	1,581	790
11	西小岩小	3657-1530	西小岩 3-19-12	2,705	1,353
12	上一色小	3657-7216	西小岩 2-4-1	1,239	619
13	上一色南小	3655-4103	本一色 3-28-24	2,705	1,353
14	南小岩小	3657-1565	南小岩 4-16-1	2,095	1,047
15	南小岩二小	3657-0257	南小岩 2-16-1	2,428	1,214
16	中小岩小	3657-1721	北小岩 3-12-22	2,628	1,314
17	北小岩小	3659-5351	北小岩 2-15-1	1,852	926
18	鹿本中	3651-0817	松本 1-36-1	3,008	1,504
19	小岩一中	3659-7291	東小岩 3-10-8	2,497	1,248
20	小岩二中	3657-1916	東小岩 1-6-10	3,411	1,705
21	小岩三中	3657-1958	北小岩 8-19-1	3,807	1,904
22	小岩四中	3659-9471	西小岩 3-9-18	2,931	1,465
23	小岩五中	3679-6375	鹿骨 5-27-1	3,280	1,640
24	上一色中	3653-5407	上一色 1-8-11	3,125	1,562
学 校 合 計				57,154	28,576

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	小岩アーバンプラザ	5694-8151	北小岩1-17-1	中小岩小	910	455
2	西小岩コミュニティ会館	3672-0111	西小岩4-3-22	西小岩小	668	334
3	北小岩コミュニティ会館	5693-1162	北小岩6-35-17	上小岩小	1,268	634
4	南小岩コミュニティ会館	5668-2241	南小岩7-17-10	下小岩小	444	222

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
5	上一色コミュニティセンター	3674-1381	上一色2-6-10	上一色中	672	336
6	小岩図書館	3672-0251	東小岩3-6-9	小岩小	512	256
7	共育プラザ小岩	3672-0604	北小岩2-14-17	北小岩小	866	433
8	共育プラザ南小岩	3673-2206	南小岩4-5-8	南小岩小	976	488
避 難 所 補 完 施 設 合 計					6,316	3,158
総 計 (32 施設)					63,470	31,734

新小岩駅(区外)

平均乗降人員 約141,500人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	二松江小	3652-7981	松島 2-16-20	1,821	910
2	西小松川小	3651-2570	松島 3-30-6	2,416	1,208
3	大杉小	3651-0561	中央 2-16-15	2,211	1,105
4	三松江小	3653-5348	中央 4-13-1	2,279	1,139
5	鹿本小	3653-7414	松本 2-35-7	1,816	908
6	本一色小	3654-6030	本一色 2-10-1	2,183	1,092
7	上一色南小	3655-4103	本一色 3-28-24	2,705	1,353
8	松江二中	3651-2546	松島 2-3- 1	3,196	1,598
9	松江三中	3651-0043	中央 1-20-1	2,194	1,097
10	鹿本中	3651-0817	松本 1-36-1	3,008	1,504
11	上一色中	3653-5407	上一色 1-8-11	3,125	1,562
学 校 合 計				26,954	13,476

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	中央図書館	3656-6211	中央3-1-3	松江三小	530	265
2	上一色コミュニティセンター	3674-1381	上一色2-6-10	上一色中	672	336
避 難 所 補 完 施 設 合 計					1,202	601
総 計 (13 施設)					28,156	14,077

【都営新宿線】

東大島駅

平均乗降人員 30,738人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	小松川小	3685-4600	平井 4-1-23	2,840	1,420
2	小松川二小	3681-4319	小松川 3-6-4	3,268	1,634
3	平井南小	3681-4532	平井 3-3-1	2,181	1,090
4	小松川一中	3681-3403	平井 4-7-21	1,858	927
5	小松川二中	3685-4900	平井 3-20-1	2,818	1,409
6	小松川三中	3619-9911	平井 5-3-11	2,330	1,115
学 校 合 計				15,295	7,595

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	小松川さくらホール	3683-7761	小松川3-6-3	小松川二小	1,462	731
2	平井コミュニティ会館	3683-3241	平井4-18-10	小松川一中	954	477
3	小松川図書館	3684-6381	平井1-11-26	小松川小	332	166
避 難 所 補 完 施 設 合 計					2,748	1,374
総 計 (9施設)					18,043	8,969

船堀駅

平均乗降人員 57,279人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	松江小	3652-7146	松江 1-16-5	2,573	1,287
2	西一之江小	3651-4845	松江 7-17-1	2,699	1,350
3	東小松川小	3652-7413	東小松川 3-27-1	2,434	1,217
4	船堀小	3680-6101	船堀 2-22-22	2,861	1,430
5	船堀二小	3689-5351	船堀 4-14-4	3,830	1,915
6	葛西小	3680-9366	中葛西 2-4-34	2,953	1,476
7	二之江小	3680-6273	江戸川 6-44	2,434	1,217
8	二之江二小	3687-8031	春江町 5-13	2,046	1,023
9	二之江三小	3686-2311	江戸川 5-18-3	1,619	810
10	三葛西小	3680-5111	北葛西 4-2-19	2,783	1,392
11	五葛西小	3689-6216	北葛西 2-13-33	2,512	1,256
12	六葛西小	3688-0485	西葛西 4-5-1	3,153	1,576
13	西葛西小	3686-7640	西葛西 3-9-44	3,067	1,533
14	宇喜田小	3689-1291	北葛西 5-13-1	2,478	1,239
15	一之江小	3651-2969	一之江 4-5-1	2,550	1,275
16	一之江二小	3654-9831	春江町 4-16	2,881	1,441
17	松江一中	3652-0197	松江 5-5-1	3,457	1,728
18	松江四中	3652-7591	西一之江 1-16-1	3,727	1,864
19	松江五中	3652-7946	一之江 6-18-1	2,241	1,121
20	松江六中	3656-6711	松江 7-16-18	2,045	1,022

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
21	二之江中	3686-2281	春江町 5-3-1	2,613	1,307
22	葛西中	3680-3486	中葛西 2-4-5	3,870	1,935
23	葛西二中	3680-5146	宇喜田町 1085	2,272	1,136
24	西葛西中	3686-7874	西葛西 5-10-18	2,845	1,422
25	瑞江中	3651-2210	江戸川 4-16	2,945	1,473
学 校 合 計				68,888	34,445

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	松江コミュニティ会館	5662-5320	松江7-5-12	松江六中	660	330
2	松江区民プラザ	5661-5321	松江2-1-10	松江小	962	481
3	コミュニティプラザ一之江	3651-1261	一之江7-35-22	一之江二小	878	439
4	勤労福社会館	3688-1481	船堀4-2-5	船堀二小	1,338	669
5	二之江コミュニティ会館	5658-5320	江戸川6-46	二之江小	906	453
6	葛西図書館	3687-6811	江戸川6-24-1	葛西中	352	176
7	共育プラザ葛西	3688-8611	宇喜田町175	三葛西小	736	368
避 難 所 補 完 施 設 合 計					5,832	2,916
総 計 (32 施設)					74,720	37,361

一之江駅

平均乗降人員 37,951人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	松江小	3652-7146	松江 1-16-5	2,573	1,287
2	西一之江小	3651-4845	松江 7-17-1	2,699	1,350
3	大杉東小	3652-2194	西一之江 2-8-5	2,183	1,092
4	東小松川小	3652-7413	東小松川 3-27-1	2,434	1,217
5	船堀小	3680-6101	船堀 2-22-22	2,861	1,430
6	船堀二小	3689-5351	船堀 4-14-4	3,830	1,915
7	葛西小	3680-9366	中葛西 2-4-34	2,953	1,476
8	二之江小	3680-6273	江戸川 6-44	2,434	1,217
9	二之江二小	3687-8031	春江町 5-13	2,046	1,023
10	二之江三小	3686-2311	江戸川 5-18-3	1,619	810
11	瑞江小	3679-0014	西瑞江 3-39	2,473	1,236
12	春江小	3679-0666	瑞江 1-3-30	2,804	1,402
13	下鎌田小	3679-6930	西瑞江 2-29	2,240	1,120
14	下鎌田東小	3679-8885	江戸川 2-21	2,085	1,042
15	下鎌田西小	3677-4591	西瑞江 2-30	2,571	1,285
16	一之江小	3651-2969	一之江 4-5-1	2,550	1,275
17	一之江二小	3654-9831	春江町 4-16	2,881	1,441
18	鎌田小	3670-1638	南篠崎町 2-45-18	2,338	1,169
19	松江一中	3652-0197	松江 5-5-1	3,457	1,728

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
20	松江四中	3652-7591	西一之江 1-16-1	3,727	1,864
21	松江五中	3652-7946	一之江 6-18-1	2,241	1,121
22	松江六中	3656-6711	松江 7-16-18	2,045	1,022
23	二之江中	3686-2281	春江町 5-3-1	2,613	1,307
24	葛西中	3680-3486	中葛西 2-4-5	3,870	1,935
25	瑞江中	3651-2210	江戸川 4-16	2,945	1,473
26	瑞江二中	3670-1301	西瑞江 2-15-3	2,434	1,217
27	瑞江三中	3678-1495	東瑞江 1-38-33	2,316	1,158
28	春江中	3678-9241	春江町 2-47-1	1,979	990
学 校 合 計				73,201	36,602

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	東部フレンドホール	5666-1221	瑞江2-5-7	瑞江二中	1,386	693
2	松江コミュニティ会館	5662-5320	松江7-5-12	松江六中	660	330
3	松江市民プラザ	5661-5321	松江2-1-10	松江小	962	481
4	一之江コミュニティ会館	3654-5320	一之江2-6-15	松江四中	760	380
5	コミュニティプラザ一之江	3651-1261	一之江7-35-22	一之江二小	878	439
6	勤労福祉会館	3688-1481	船堀4-2-5	船堀二小	1,338	669
7	二之江コミュニティ会館	5658-5320	江戸川6-46	二之江小	906	453
8	瑞江コミュニティ会館	5243-2761	西瑞江3-18-1	瑞江小	234	117
9	江戸川コミュニティ会館	5664-1621	江戸川2-8	江戸川小	448	224
10	葛西図書館	3687-6811	江戸川6-24-1	葛西中	352	176
11	東部図書館	5666-1022	江戸川2-35-6	下鎌田東小	120	60
12	共育プラザ一之江	3652-5911	一之江3-13-7	一之江小	588	294
13	共育プラザ南篠崎	3678-8241	南篠崎町3-12-8	南篠崎小	758	379
避 難 所 補 完 施 設 合 計					9,390	4,695
総 計 (41施設)					82,591	41,297

瑞江駅

平均乗降人員 49,625人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	大杉東小	3652-2194	西一之江 2-8-5	2,183	1,092
2	瑞江小	3679-0014	西瑞江 3-39	2,473	1,236
3	春江小	3679-0666	瑞江 1-3-30	2,804	1,402
4	新堀小	3678-6631	新堀 1-32-1	2,136	1,068
5	下鎌田小	3679-6930	西瑞江 2-29	2,240	1,120
6	下鎌田東小	3679-8885	江戸川 2-21	2,085	1,042
7	下鎌田西小	3677-4591	西瑞江 2-30	2,571	1,285
8	江戸川小	3670-6007	江戸川 1-37	2,099	1,050
9	一之江小	3651-2969	一之江 4-5-1	2,550	1,275

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
10	篠崎小	3679-1223	篠崎町 3-2-18	2,872	1,436
11	篠崎三小	3679-0005	東篠崎 1-1-16	3,272	1,636
12	篠崎四小	3679-1715	篠崎町 8-12-8	2,783	1,392
13	南篠崎小	3679-0441	南篠崎町 4-27-5	2,705	1,353
14	鎌田小	3670-1638	南篠崎町 2-45-18	2,338	1,169
15	松江四中	3652-7591	西一之江 1-16-1	3,727	1,864
16	松江五中	3652-7946	一之江 6-18-1	2,241	1,121
17	瑞江中	3651-2210	江戸川 4-16	2,945	1,473
18	瑞江二中	3670-1301	西瑞江 2-15-3	2,434	1,217
19	瑞江三中	3678-1495	東瑞江 1-38-33	2,316	1,158
20	春江中	3678-9241	春江町 2-47-1	1,979	990
21	鹿骨中	3678-5166	鹿骨 2-12-1	2,503	1,252
22	篠崎中	3679-3001	篠崎町 5-12-19	3,098	1,549
23	篠崎二中	3677-9531	下篠崎町 14-1	2,788	1,394
学 校 合 計				59,142	29,574

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	東部フレンドホール	5666-1221	瑞江2-5-7	瑞江二中	1,386	693
2	一之江コミュニティ会館	3654-5320	一之江2-6-15	松江四中	760	380
3	コミュニティプラザ一之江	3651-1261	一之江7-35-22	一之江二小	878	439
4	瑞江コミュニティ会館	5243-2761	西瑞江3-18-1	瑞江小	234	117
5	江戸川コミュニティ会館	5664-1621	江戸川2-8	江戸川小	448	224
6	篠崎コミュニティ会館	5666-2771	上篠崎4-21-8	篠崎二小	734	367
7	篠崎コミュニティホール	3698-8861	篠崎町7-27-1	篠崎四小	426	213
8	東部図書館	5666-1022	江戸川2-35-6	下鎌田東小	120	60
9	共育プラザ一之江	3652-5911	一之江3-13-7	一之江小	588	294
10	共育プラザ南篠崎	3678-8241	南篠崎町3-12-8	南篠崎小	758	379
避 難 所 補 完 施 設 合 計					6,332	3,166
総 計 (33施設)					62,474	32,740

篠崎駅

平均乗降人員 34,260人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	春江小	3679-0666	瑞江 1-3-30	2,804	1,402
2	下鎌田小	3679-6930	西瑞江 2-29	2,240	1,120
3	下鎌田西小	3677-4591	西瑞江 2-30	2,571	1,285
4	鹿骨小	3670-9475	鹿骨 6-3-5	2,022	1,011
5	鹿骨東小	3677-8541	鹿骨 3-7-1	2,553	1,276
6	篠崎小	3679-1223	篠崎町 3-2-18	2,872	1,436
7	篠崎二小	3670-0138	上篠崎 1-3-1	2,430	1,215

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
8	篠崎三小	3679-0005	東篠崎 1-1-16	3,272	1,636
9	篠崎四小	3679-1715	篠崎町 8-12-8	2,783	1,392
10	篠崎五小	3677-9541	北篠崎 2-5-1	2,007	1,004
11	南篠崎小	3679-0441	南篠崎町 4-27-5	2,705	1,353
12	鎌田小	3670-1638	南篠崎町 2-45-18	2,338	1,169
13	瑞江二中	3670-1301	西瑞江 2-15-3	2,434	1,217
14	瑞江三中	3678-1495	東瑞江 1-38-33	2,316	1,158
15	春江中	3678-9241	春江町 2-47-1	1,979	990
16	鹿骨中	3678-5166	鹿骨 2-12-1	2,503	1,252
17	篠崎中	3679-3001	篠崎町 5-12-19	3,098	1,549
18	篠崎二中	3677-9531	下篠崎町 14-1	2,788	1,394
19	小岩五中	3679-6375	鹿骨 5-27-1	3,280	1,640
学 校 合 計				48,955	24,499

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	東部フレンドホール	5666-1221	瑞江2-5-7	瑞江二中	1,386	693
2	篠崎コミュニティ会館	5666-2771	上篠崎4-21-8	篠崎二小	734	367
3	篠崎コミュニティホール	3698-8861	篠崎町7-27-1	篠崎四小	426	213
4	東部図書館	5666-1022	江戸川2-35-6	下鎌田東小	120	60
5	共育プラザ南篠崎	3678-8241	南篠崎町3-12-8	南篠崎小	758	379
6	子ども未来館	5243-4011	篠崎町3-12-10	篠崎小	544	272
避 難 所 補 完 施 設 合 計					3,968	1,984
総 計 (25 施設)					52,923	26,483

【東京地下鉄】

西葛西駅

平均乗降人員 95,262人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	船堀小	3680-6101	船堀 2-22-22	2,861	1,430
2	葛西小	3680-9366	中葛西 2-4-34	2,953	1,476
3	二葛西小	3689-0211	東葛西 6-33-1	3,385	1,693
4	三葛西小	3680-5111	北葛西 4-2-19	2,783	1,392
5	四葛西小	3688-1833	中葛西 8-8-1	2,822	1,411
6	五葛西小	3689-6216	北葛西 2-13-33	2,512	1,256
7	六葛西小	3688-0485	西葛西 4-5-1	3,153	1,576
8	七葛西小	3688-4891	西葛西 7-8-1	2,589	1,295
9	西葛西小	3686-7640	西葛西 3-9-44	3,067	1,533
10	新田小	3675-4681	西葛西 8-16-1	2,446	1,223
11	宇喜田小	3689-1291	北葛西 5-13-1	2,478	1,239

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
12	清新一小	3878-1271	清新町 1-4-19	2,968	1,484
13	清新二小	3878-1261	清新町 2-10-1	2,737	1,368
14	清新三小	3878-3621	清新町 1-1-38	3,161	1,581
15	臨海小	5674-2761	臨海町 2-2-11	3,245	1,622
16	葛西中	3680-3486	中葛西 2-4-5	3,870	1,935
17	葛西二中	3680-5146	宇喜田町 1085	2,272	1,136
18	葛西三中	3687-8021	中葛西 6-6-13	2,611	1,305
19	西葛西中	3686-7874	西葛西 5-10-18	2,845	1,422
20	東葛西中	3675-4761	東葛西 6-40-1	2,742	1,371
21	清新一中	3878-1281	清新町 1-5-14	2,164	1,082
22	清新二中	3877-6631	清新町 2-1-2	3,016	1,508
学 校 合 計				62,680	31,338

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	北葛西コミュニティ会館	5658-7311	北葛西2-11-39	五葛西小	908	454
2	新田コミュニティ会館	5658-7211	中葛西7-17-1	新田小	482	241
3	清新町コミュニティ会館	3878-1981	清新町1-2-2	清新三小	1,534	767
4	臨海町コミュニティ会館	3869-2221	臨海町2-2-9	臨海小	1,200	600
5	長島桑川コミュニティ会館	5679-6022	東葛西5-31-18	二葛西小	1,268	634
6	葛西図書館	3687-6811	江戸川6-24-1	葛西中	352	176
7	西葛西図書館	5658-0751	西葛西5-10-47	西葛西中	386	193
8	共育プラザ葛西	3688-8611	宇喜田町175	三葛西小	736	368
避 難 所 補 完 施 設 合 計					6,866	3,433
総 計 (30 施設)					69,546	34,771

葛西駅

平均乗降人員 97,394人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	葛西小	3680-9366	中葛西 2-4-34	2,953	1,476
2	二之江小	3680-6273	江戸川 6-44	2,434	1,217
3	二之江三小	3686-2311	江戸川 5-18-3	1,619	810
4	二葛西小	3689-0211	東葛西 6-33-1	3,385	1,693
5	三葛西小	3680-5111	北葛西 4-2-19	2,783	1,392
6	四葛西小	3688-1833	中葛西 8-8-1	2,822	1,411
7	五葛西小	3689-6216	北葛西 2-13-33	2,512	1,256
8	六葛西小	3688-0485	西葛西 4-5-1	3,153	1,576
9	七葛西小	3688-4891	西葛西 7-8-1	2,589	1,295
10	南葛西小	3675-0315	南葛西 5-10-1	2,998	1,499
11	南葛西二小	3686-1431	南葛西 7-5-9	2,651	1,325
12	西葛西小	3686-7640	西葛西 3-9-44	3,067	1,533

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
13	新田小	3675-4681	西葛西 8-16-1	2,446	1,223
14	宇喜田小	3689-1291	北葛西 5-13-1	2,478	1,239
15	清新一小	3878-1271	清新町 1-4-19	2,968	1,484
16	清新二小	3878-1261	清新町 2-10-1	2,737	1,368
17	清新三小	3878-3621	清新町 1-1-38	3,161	1,581
18	臨海小	5674-2761	臨海町 2-2-11	3,245	1,622
19	東葛西小	3686-2806	東葛西 8-23-1	3,181	1,590
20	葛西中	3680-3486	中葛西 2-4-5	3,870	1,935
21	葛西二中	3680-5146	宇喜田町 1085	2,272	1,136
22	葛西三中	3687-8021	中葛西 6-6-13	2,611	1,305
23	南葛西中	3675-0317	南葛西 5-12-1	2,067	1,033
24	西葛西中	3686-7874	西葛西 5-10-18	2,845	1,422
25	東葛西中	3675-4761	東葛西 6-40-1	2,742	1,371
26	清新一中	3878-1281	清新町 1-5-14	2,164	1,082
27	清新二中	3877-6631	清新町 2-1-2	3,016	1,508
学 校 合 計				74,769	37,382

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	北葛西コミュニティ会館	5658-7311	北葛西2-11-39	五葛西小	908	454
2	二之江コミュニティ会館	5658-5320	江戸川6-46	二之江小	906	453
3	南葛西会館	3686-9411	南葛西6-8-9	南葛西小	730	365
4	新田コミュニティ会館	5658-7211	中葛西7-17-1	新田小	482	241
5	清新町コミュニティ会館	3878-1981	清新町1-2-2	清新三小	1,534	767
6	臨海町コミュニティ会館	3869-2221	臨海町2-2-9	臨海小	1,200	600
7	東葛西コミュニティ会館	5658-4073	東葛西8-22-1	東葛西小	1,092	546
8	長島桑川コミュニティ会館	5679-6022	東葛西5-31-18	二葛西小	1,268	634
9	葛西図書館	3687-6811	江戸川6-24-1	葛西中	352	176
10	西葛西図書館	5658-0751	西葛西5-10-47	西葛西中	386	193
11	共育プラザ葛西	3688-8611	宇喜田町175	三葛西小	736	368
避 難 所 補 完 施 設 合 計					9,594	4,797
総 計 (38 施設)					84,363	42,179

【JR京葉線】

葛西臨海公園駅

平均乗車人員 12,198人/日(平成24年度)

	学校名	電 話	住 所	収容可能人員(人)	
				短 期	長 期
1	四葛西小	3688-1833	中葛西 8-8-1	2,822	1,411
2	七葛西小	3688-4891	西葛西 7-8-1	2,589	1,295
3	南葛西小	3675-0315	南葛西 5-10-1	2,998	1,499
4	南葛西二小	3686-1431	南葛西 7-5-9	2,651	1,325
5	南葛西三小	3878-3357	南葛西 5-2-1	3,156	1,578
6	新田小	3675-4681	西葛西 8-16-1	2,446	1,223
7	清新二小	3878-1261	清新町 2-10-1	2,737	1,368
8	清新三小	3878-3621	清新町 1-1-38	3,161	1,581
9	臨海小	5674-2761	臨海町 2-2-11	3,245	1,622
10	東葛西小	3686-2806	東葛西 8-23-1	3,181	1,590
11	葛西三中	3687-8021	中葛西 6-6-13	2,611	1,305
12	南葛西中	3675-0317	南葛西 5-12-1	2,067	1,033
13	南葛西二中	3878-3651	南葛西 5-3-1	2,795	1,398
14	清新二中	3877-6631	清新町 2-1-2	3,016	1,508
学 校 合 計				39,475	19,736

	避難所補完施設名	電 話	住 所	担当校	収容可能人員(人)	
					短 期	長 期
1	南葛西会館	5658-7311	北葛西2-11-39	五葛西小	730	365
2	新田コミュニティ会館	5658-5320	江戸川6-46	二之江小	482	241
3	清新町コミュニティ会館	3686-9411	南葛西6-8-9	南葛西小	1,534	767
4	臨海町コミュニティ会館	5658-7211	中葛西7-17-1	新田小	1,200	600
5	東葛西コミュニティ会館	3878-1981	清新町1-2-2	清新三小	1,092	546
避 難 所 補 完 施 設 合 計					5,038	2,519
総 計 (19施設)					44,513	22,255

複数駅の誘導先となる学校及び避難所補完施設がある。

避難所補完施設は避難者が少ないときには開設されない場合がある。

収容可能人員

短期(概ね24時間程度) 居室 3.3㎡あたり 4人
 長期 居室 3.3㎡あたり 2人

一時滞在施設一覧表【東京都施設等】

平成25年度

【東京都施設】

	団体名	電 話	住 所	受入可能 人数(人)	所管局
1	都立小松川高等学校	3685-1010	平井 1-27-10	264	教育庁
2	都立江戸川高等学校	3651-0297	松島 2-38-1	72	教育庁
3	城東職業能力開発センター 江戸川校	5607-3681	中央 2-31-27	24	産業労働局
4	都立葛西工業高校	3653-4111	一之江 7-68-1	1,028	教育庁
5	都立葛西南高等学校	3687-4491	南葛西 1-11-1	354	教育庁
6	葛西市場	3878-2000	臨海町 3-4-1	60	中央卸売市場
7	都立篠崎高等学校	3678-9331	東篠崎 1-10-1	40	教育庁

受入可能人数 ...3.3 m²あたり 2 人で算出

【国候補施設】

...区との協定等に基づき、災害時に区の要請を受けて開設。(現在、協定等は未締結。)

	団体名	電 話	住 所	受入可能 人数(人)	所管官庁
1	東京法務局江戸川出張所	3654-4156	中央 1-16-2	50	法務省
2	江戸川年金事務所	3652-5106	中央 3-4-24	15	厚生労働省
3	江戸川労働基準監督署	3675-2125	船堀 2-4-11	67	厚生労働省
4	江戸川南税務署	5658-9311	清新町 2-3-13	52	財務省

一時滞在施設一覧表【協定団体施設】

平成25年度

	団体名	代表者名	連絡先	施設名	電 話	FAX	住 所	近隣駅	収容可能 人員(人)	備蓄状況	非常用電源
1	ヒノテ第一交通株	代表取締役 田頭 寛三	江戸川営業所長 飯田 睦雄	江戸川営業所	3654-4121	3654-3471	中央 3-16-3	新小岩	50	水・食料・トイレ・ジャケット 50人×3日分(翻滅)	250kw/h ×2台
2	(学)守屋育英学園 関東第一高等学校	理事長 吉村 正昭	教頭 渋谷 実	校舎(視聴覚室、廊 下等の共用スペース)	3653-1541 3652-4022 (災害時)	3653-1174	松島 2-10-11	新小岩	未算出	水・食料・トイレ・毛布 1,800人×3日分	-
3	(一社)全日本冠婚葬祭 互助協会		常務理事 本吉 正	加チャパルビル 平安 小岩	3650-4518	-	北小岩 1-1-1	小岩	未算出	-	-
4	電話：3596-0061 FAX：3596-8030 住所：	会長 杉山 雄吉郎	総務係長 西村 和晃	加チャパルビル 平安 篠崎	3698-4194	-	篠崎町 3-11-2	篠崎	未算出	-	-
5	港区新橋 1-18-16 日本生命新橋ビル 9F			加チャパルビル 平安祭典葛西会馆	3804-4741	-	東葛西 8-3-12	葛西	未算出	-	-
6	(株)東京葬祭			月光殿	3671-6111	-	西小岩 1-7-8	小岩	325	水・食料・トイレ・ジャケット 325人×3日分(翻滅)	-
7	電話：3671-4444 FAX：3659-4444 住所：南小岩 6-5-7 (東京本部 小岩店)	代表取締役社長 川島 功	関連事業部長 望月 成基	慈光殿	"	-	西小岩 1-30-26	小岩	107	水・食料・トイレ・ジャケット 107人×3日分(翻滅)	-
8				瑞鳳殿	"	-	松本 1-25-1	新小岩	85	水・食料・トイレ・ジャケット 85人×3日分(翻滅)	-
9				篠崎葬祭殿	"	-	篠崎町 6-4-8	篠崎	156	水・食料・トイレ・ジャケット 156人×3日分(翻滅)	-

災害時における帰宅困難者支援及び 情報提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とヒノデ第一交通株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、甲が行う帰宅困難者支援において乙の積極的な協力を得ることで、迅速な帰宅困難者受入れ施設の確保に努めること、また、乙の協力により、被害状況の迅速な情報収集等を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者への一時的な休憩場及びトイレの提供

提供施設：江戸川営業所（江戸川区中央三丁目16番3号）

（2）帰宅困難者へのラジオ等で知り得た災害に関する情報提供

（3）乙の業務無線を活用した甲への災害情報の提供

（4）乙の所有する車両の提供

2 前項の要請は、原則として帰宅困難者支援等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（開設期間）

第5条 第2条の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に使用期間延長の申請をするものとする。

(施設の終了)

第6条 甲は乙の管理する施設について、第2条の要請事項を終了する際には、乙に帰宅困難者支援等終了届(第2号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づく第2条(1)~(3)の支援業務については、原則無償とする。ただし、第2条(4)の支援業務については、甲が費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、甲乙の協議によって定めるものとする。

(請求及び支払い)

第8条 乙は、第2条の支援業務に基づく費用を支援業務費用請求書(第3号様式)により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の支援業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は平成24年6月11日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定署は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年6月11日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区中央三丁目16番3号
ヒノデ第一交通株式会社
代表取締役 田頭寛三

(第1号様式)

帰宅困難者支援等要請書

平成 年 月 日

ヒノデ第一交通株式会社
代表取締役

殿

江戸川区長 多田 正見

「災害時における帰宅困難者支援及び情報提供等に関する協定」第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	所属名 氏 名 電話番号
要請日時	年 月 日 () 時 分ごろ
要請理由 (災害名等)	
要請事由	休憩場の提供 災害情報の提供 トイレの提供 車両の提供
要請内容 (具体的事項)	
履行場所	
履行期日 又は期間	【期日】 年 月 日 【期間】 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(第2号様式)

帰宅困難者支援等終了届

平成 年 月 日

ヒノデ第一交通株式会社
代表取締役

殿

江戸川区長 多田 正見

「災害時における帰宅困難者支援及び情報提供等に関する協定」第6条の規定により、使用した貴施設について以下のとおり終了とします。

- 1 協力施設 (名称) ヒノデ第一交通(株)江戸川営業所
(所在地) 江戸川区中央3 - 16 - 3
- 2 協力期間 平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()
- 3 協力内容 休憩場の提供 トイレの提供
災害情報の提供 車両の提供
- 4 施設の復旧 現状回復 有 ・ なし
「有」の場合は、別途詳細を報告します。
- 5 車両提供 (台数) 台 (使用日数) 日間
- 6 申請担当者 (部署名)
(担当者)
(連絡先)

(第3号様式)

支援業務費用請求書

平成 年 月 日

江戸川区長

殿

ヒノデ第一交通株式会社
代表取締役

「災害時における帰宅困難者支援及び情報提供等に関する協定」第8条の規定により、支援業務に係った費用について、以下のとおり請求します。

請求額 _____ 円

(別途、消費税がかかります)

【請求明細】

1 使用車両台数 _____ 台

2 使用日数 平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()
_____ 日間

3 車両単価 1日あたり _____ 円 / 台とします。

災害時における避難所等の利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人守屋育英学園関東第一高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を避難所、待避所（以下、「避難所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（当該避難所等の位置づけ）

第2条 甲は、区立小・中学校、他の区公共施設に次いで、乙を避難所等として開設するものとする。

（使用する施設）

第3条 本協定に基づき甲が使用する乙の施設は次のとおりとする。

（1）名称 学校法人守屋育英学園関東第一高等学校

（2）所在地 江戸川区松島二丁目10番11号

（要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して事象に応じて次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）災害時の避難所として、乙の指定する施設内の場所の提供

（2）水害時の待避所として、乙の指定する施設内2階以上の教室および廊下等共用スペースの提供

（3）帰宅困難者の一時受入れ場所として、視聴覚室および乙の指定する施設内廊下等、共用スペースの提供

2 前項の規定による要請は、原則として避難所等開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（指揮命令）

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(開設期間)

第7条 第4条により避難所等を開設した場合の開設期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は乙の教育活動を早期に再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は乙の管理する施設について、第4条の要請事項を終了する際には、乙に避難所等終了届(第2号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づく第4条の支援業務は原則として無償とする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく、乙の支援業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、平成25年1月31日からとし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区松島二丁目10番11号
学校法人守屋育英学園関東第一高等学校

理事長 吉村正昭

(第1号様式)

避難所等開設要請書

年 月 日

学校法人守屋育英学園関東第一高等学校
理事長 吉村正昭 殿

江戸川区長 多田 正見

「災害時における避難所等の利用に関する協定」第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	所属名 氏 名 電話番号 ()
要請日時	年 月 日 () 時 分ごろ
要請理由 (災害名等)	
要請内容	災害時の避難所 水害時の待避所 帰宅困難者の一時受入れ場所
履行場所	
履行期日 又は期間	【期日】 年 月 日 【期間】 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(第2号様式)

避難所等終了届

年 月 日

学校法人守屋育英学園関東第一高等学校
理事長 吉村正昭 殿

江戸川区長 多田 正見

「災害時における避難所等の利用に関する協定」第9条の規定により、使用した貴施設について以下のとおり終了とします。

1 協力施設 (名称) _____ (所在地) _____

2 協力期間 _____ 年 月 日() ~ _____ 年 月 日()

3 協力内容 災害時の避難所
水害時の待避所
帰宅困難者の一時受入れ場所

4 施設の復旧 現状回復 有 ・ 無

「有」の場合は、別途詳細を報告します。

5 申請担当者 (部署名) _____

(担当者) _____

(連絡先) _____

災害時における葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生した場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、災害応急対策活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 前条の規定により、乙が甲に協力する業務の内容については、次に掲げるものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品及び作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）帰宅困難者に対する避難施設の提供
- （5）甲が設置した避難所及び乙が提供する避難施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事（弁当等）の提供
- （6）入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービスの提供
- （7）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、要請担当者、要請の理由及び内容、履行場所、履行の期日または期間、その他要請に必要な事項を記載した葬祭用品等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、甲は協力要請書を乙に提出するものとする。

（業務の履行）

第5条 乙は、前条による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、可能な限りの協力を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の業務を実施したときは、履行内容、履行場所、履行期日または期間、その他必要な事項を口頭または電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、葬祭用品等供給協力報告書(第2号様式)を送付するものとする。

(経費の負担及び価格)

第7条 乙が前条により業務の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、葬祭用品等供給費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における協力業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報収集伝達体制等の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定期間は、甲乙いずれかにより協定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年8月18日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号

江戸川区長 多田正見

乙 港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長 吉田茂視

災害時における葬祭用品の供給等及び 帰宅困難者の支援等の協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社東京葬祭（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な棺、遺体収納袋等の資機材及び腐敗防止用のドライアイス等の消耗品の提供
- （2）区が設置する遺体収容所が不足する場合等の遺体収容所としての施設の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）帰宅困難者等に対する一時滞在施設の提供
- （5）一時滞在施設としての帰宅困難者等に対する食料やトイレ等の提供
- （6）上記（1）～（5）の業務に係る作業等役務の提供
- （7）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の（4）及び（5）で使用する施設は次のとおりとし、開設期間は要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでの3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、乙に使用期間延長の申請をするものとする。

- （1）月光殿：江戸川区西小岩1丁目7番8号
- （2）慈光殿：江戸川区西小岩1丁目30番26号
- （3）瑞鳳殿：江戸川区松本1丁目25番1号
- （4）篠崎葬祭殿：江戸川区篠崎町6丁目4番8号
- （5）シティーホール西葛西：江戸川区西葛西3丁目4番25号

3 協力の要請は、原則として葬祭用品等供給協力要請書（第1号様式）又は帰宅困難者支援等要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（報告）

第4条 乙は、第2条（1）～（3）に基づく業務を実施したときは、葬祭用品等供給協力報告書（第3号様式）を提出するものとする。

(経費の負担及び価格)

第5条 甲の要請に基づく第2条(1)～(3)の支援業務に係る消耗品及び燃料費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定するものとする。その他の業務については原則無償とする。

(経費の請求)

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、葬祭用品等供給費用請求書(第4号様式)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(一時滞在施設の終了)

第7条 甲は、第2条(4)及び(5)の要請事項を終了する際には、乙に帰宅困難者支援等終了届(第5号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成25年10月1日から1年間とし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月1日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区南小岩6丁目5番7号
株式会社 東京葬祭
代表取締役社長 川島 功

(第2号様式)

帰宅困難者支援等要請書

平成 年 月 日

株式会社 東京葬祭
代表取締役社長 川 島 功 殿

江戸川区長 多田 正見

「災害時における葬祭用品の供給等及び帰宅困難者の支援等の協力に関する協定」
第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	所属名 氏 名 電話番号
要請日時	年 月 日 () 時 分ごろ
要請理由 (災害名等)	
要請内容	
履行場所	
履行期間	【期間】 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(第5号様式)

帰宅困難者支援等終了届

平成 年 月 日

株式会社 東京葬祭
代表取締役社長 川 島 功 殿

江戸川区長 多田 正見

「災害時における葬祭用品の供給等及び帰宅困難者の支援等の協力に関する協定」
第7条の規定により、使用した貴施設について以下のとおり終了とします。

要請担当者	所属名 氏 名		電話番号
協力期間	【期間】 年 月 日 ~ 年 月 日		
協力内容	帰宅困難者の一時滞在施設の提供		
履行場所			
施設の復旧	原 状 回 復	無	
		有 ()	
備 考			

東京都の帰宅支援対象道路一覧

平成 24 年度

No.	帰宅支援対象道路	区分
1	第一京浜	区外
2	第二京浜	〃
3	中原街道	〃
4	玉川通り	〃
5	甲州街道	〃
6	青梅街道・新青梅街道	〃
7	川越街道	〃
8	中山道	〃
9	北本通り	〃
10	日光街道	〃
11	水戸街道	〃
12	蔵前橋通り	区内
13	井の頭通り	区外
14	五日市街道	〃
15	環状7号線	区内
16	環状8号線	区外

